

社会福祉法人茜会 役員・評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人茜会（以下「当法人」という）の役員・評議員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員会の委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法45条の34第1項第3号に定める報酬をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。また、費用と報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 当法人は、役員に報酬及び費用弁償を支給することができる。
- 2 当法人は、評議員等に報酬及び費用弁償を支給することができる。
 - 3 役員で当法人の職員としての立場を有する者に対しては、報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等への出席や運営のための業務にあたった場合は、職員としての給与等が支払われない場合においては、別表1及び別表2に準じて報酬及び費用弁償を支給することができる。
 - 4 書面又はテレビ会議システム等で会議が行われ決議の省略をした場合も報酬の対象とすることができる。

(報酬の額の決定)

- 第4条 当法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 2 当法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。
 - 3 当法人の全評議員等の報酬総額は、年間15万円以内とする。

(理事会及び評議員会等の出席報酬等)

- 第5条 理事長及び業務執行理事（以下「理事長等」という。）並びに理事長等以外の理事（以下「その他理事」という。）が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
 - 3 評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、当法人の職員としての立場を有する者に対しては、第3条第3項に準ずる。

(理事の勤務報酬等)

第6条 理事が理事会出席以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会出席以外の日において、法人及び施設の指導監査への立合及び運営状況の指導にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 決算に係る監査業務にあたった場合は、別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(費用弁償等の支払)

第8条 役員及び評議員が当法人の職務執行にあたって負担した経費については、これを延滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

2 交通費の実費が別表1及び別表2並びに別表3の費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

3 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により出張旅費等を支給することができる。

4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第9条 役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第10条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができるものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

付 則

この規程は、平成26年10月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月19日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1（出席報酬等日額）

種 別	報 酬	費 用 弁 償	
		飯塚市・嘉麻市・桂川町	その他
理事会出席報酬等	5,000円	1,000円	2,000円
評議員会出席報酬等	5,000円	1,000円	2,000円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000円	1,000円	2,000円

別表 2（勤務報酬等日額）

種 別	報 酬	費 用 弁 償	
		飯塚市・嘉麻市・桂川町	その他
理事業務報酬	5,000円	1,000円	2,000円
監事業務報酬	5,000円	1,000円	2,000円

別表 3（監事決算監査報酬）

種 別	報 酬	費 用 弁 償	
		飯塚市・嘉麻市・桂川町	その他
監事決算監査報酬	30,000円	1,000円	2,000円

別表 4（旅費等）

旅 費		業務遂行に必要な経費
交通費	宿泊費（一泊）	
実 費	12,000円	実 費